

グループホーム 入居契約書

様

グループホーム 契約書

利用者 _____ 様

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護又は、介護予防サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の申請を受け、要介護認定有効期限の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 期間満了の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条 (運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、認知症対応型共同生活介護サービスの内容等）、従業員の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 (認知症対応型共同生活介護または、介護予防計画の作成)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者及び利用者の代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画または、介護予防計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者の代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者

の代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者の代理人に対し内容を説明します。

第5条 (サービスの内容及びその提供)

- 1 事業者は、第4条により作成される介護計画に沿って、契約書、別紙サービス内容説明書に記載した内容の介護サービスを提供します。
- 2 利用者は介護保険給付対象外サービスとして次の各サービス等を受けることができます。
①食事の提供 ②おむつの交換 ③理・美容 ④買い物 ⑤医師の往診等療養の世話
⑥レクリエーション ⑦その他
- 3 利用者は、事業者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 4 事業者は、利用者の認知症対応型共同生活介護サービスの実施状況に関する記録を整理し、その完結の日から2年間保存します。
- 5 利用者及びその後見人、家族又は身元引受人は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による複写を求めることができます。ただし、この閲覧及び複写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
- 6 事業者は、要介護者であって認知症の状態（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）にあり共同生活住居での介護を希望するものに提供します。
- 7 認知症対応型共同生活介護及び介護予防が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「重要事項説明書」を作成し、それをもって認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容とします。

第6条 (関係事業者との連携)

事業者は、利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたり、医療系他の保証・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条 (協力義務)

利用者は、事業者が利用者のため認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第8条 (苦情対応)

- 1 事業者は、苦情対応の責任及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した認知症対応型共同生活介護サービスについて利用者、利用者の後見人または利用者の家族からの苦情の申立てがある場合は、迅速かつ確実に必要な対応を行いません。
- 2 事業者は、利用者及びその後見人、家族または身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

第9条 (緊急時の対応)

事業者は、現に認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第10条 (料金)

- 1 事業者が提供する認知症対応型共同生活介護サービスの月単位の介護度ごとの利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書を翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用金合計額を翌月末日までに支払います。
- 4 利用者は、翌月分の室料、共益費を毎月末日までに支払います。
- 5 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときには、利用者に対し領収書を発行します。

第11条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、3ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの変更を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第12条 (利用者負担額の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、14日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 事業者は、前項の規程により解除に至るまでは、滞納を理由として認知症対応型共同生活介護サービスの提供を拒むことはできません。

第13条 (秘密保持)

- 1 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、家族または身元引受人の秘密を漏らすことはありません。個人情報については、個人情報保護法に基づき取り扱うものとします。
- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議において、利用者及びその後見人、家族または身元引受人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人、家族または身元引受人に使用目的等を説明し、同意を得ます。

第 14 条 (利用者の解約権)

利用者は1ヶ月以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

第 15 条 (看取りに関する指針)

医師が、一般に認められている医学的所見に基づき、回復の見込みがないと診断された場合、及び、当事業所で看取りを実施する体制が整い、利用者またはご家族が、当事業所での看取りを希望する旨の同意を得た上で、実施を検討するものとします。

第 16 条 (事業者の解約権)

- 1 事業者は、利用者が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約しようとする場合は、前もって利用者の生活圏域の地域包括支援センターや公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第 17 条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。ただし、この際は通知より4週間分の利用料(室料・光熱水費・共益費・日用品費)を支払って頂きます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、要支援1または非該当(自立)と認定された場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。
 - ③ 第11条3項または第14条に基づき、利用者が契約を解約したとき
 - ④ 利用者が、介護保健施設や医療施設等へ入所または入院をしたとき

第 18 条 (身元引受人)

- 1 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯

して履行する責任を負います。

- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること
 - ② 契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

第 19 条 （損害賠償）

- 1 事業者は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその後見人、家族または身元引受人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第 20 条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 4 利用者が、事業者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第 21 条 （利用者代理人）

- 1 利用者は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 22 条 （合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 23 条 （協議事項）

この契約に定めない事項については、介護保険などの関係法令に従い、利用者および事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者各署名押印して1通ずつ保有します。

平成 年 月 日

ご利用者名	私は、上記契約内容について説明を受けその内容を確認しました。私はこの契約の定めるところに従い、貴事業所における認知症対応型共同生活介護サービスの利用を申し込みます。		
	住所		
	氏名	印	
	TEL		FAX

身元引受人	本人との関係		
	住所		
	氏名	印	
	TEL		FAX

代理人	本人との関係		
	住所		
	氏名	印	
	TEL		FAX

請求書送付先	住所		
	氏名	(続柄)	
	TEL		FAX

サービス事業者	当事業所は指定認知症対応型共同生活介護サービス事業者として本契約に定める規定に従い誠実にサービスを提供します。		
	所在地	高知市一宮東町一丁目 26-3	
	施設名	憩いの生活館－いっく－	
	事業者名	株式会社ライフテラス	
	代表者名	代表取締役 山崎 浩志 Ⓜ	
	TEL	088-879-3408	FAX

